

高第 1 2 9 7 号
令和 6 年 3 月 1 5 日

各事業所・施設等代表者 様
(松江市に所在するものを含む)

島根県健康福祉部高齢者福祉課長
島根県健康福祉部障がい福祉課長

社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症に係る令和 6 年 4 月以降の
対応について (通知)

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和 5 年 5 月 8 日より感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更されて以降も、社会福祉施設では感染対策をしながら業務を継続し、感染者が発生した際には施設内療養に対応する等、利用者の日常生活及び地域の医療提供体制の確保に多大なるご協力をいただいているところです。

このたび、令和 6 年度介護・障害福祉サービス等報酬改定の動向や本年 4 月以降の医療提供体制等に関する厚生労働省の通知等を踏まえ、本県の社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応を別紙のとおりとしますので、ご承知おきいただくとともに、引き続きご協力をお願いいたします。

【担当】

島根県健康福祉部高齢者福祉課
(新型コロナウイルス感染症業務継続支援コアチーム)

TEL 0852-22-6695 FAX 0852-22-5238

島根県健康福祉部障がい福祉課

TEL 0852-22-5723, 5239 FAX 0852-22-6687